

詐欺は身近なところにある犯罪です。「まさか自分が詐欺にひっかかるなんて……」そんなことが起こらないよう、事前にその特徴を把握しておく必要があります。

若者が狙われやすい詐欺

① マルチ商法

→ 会員が新規会員を誘い組織を拡大する販売形態。

② アポイントメント商法

→ 事業者が販売目的を隠して商品を守る悪質な商法。

③ 架空請求・不当請求

→ 架空の商品などを売りつけ代金を請求すること。

④ キャッチセールス

→ 路上や街頭などで呼び止め、勧誘を行うこと。



被害に遭わないために・・・

- ・ 「人脈」や「スマホ一台で！」という言葉には注意！
- ・ 知らない人の呼び出しには行かず、連れていかれても断る。
- ・ あやしい業者に電話しない！
請求が来てもとにかく無視！
必要な場合は警察にも相談を！
- ・ 断り切れず契約しても8日間
クーリング・オフができます。



知らぬ間に詐欺の共犯者になっていた場合も！？

「荷物を運んだだけのつもり」が実は犯罪に加担していたという場合もあります。

後々気が付いた場合でも、「違法行為だと知らずに」という言い分は通用しません。

大阪府警（2018年）によると、特殊詐欺検挙者総数211人のうち、未成年が55人を占めていました。



最後に・・・近年の詐欺はより巧妙な手口となっています。

困ったときは一人で悩まず消費者ホットライン、警察に相談しましょう。